

(介護予防) 居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 本クリニックは新潟市の指定を受けた (介護予防) 居宅療養管理指導事業所 (事業所番号 1510126285) です。

(介護予防) 居宅療養管理指導を行う医師は、下記のものです。

穂苅 環

2. 要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な 医学的管理に基づき、医師が利用者の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）やサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

3. (介護予防) 居宅療養管理指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです。

月曜日～水曜日の 14 時 00 分～ 17 時 00 分

金曜日の 14 時 00 分～ 17 時 00 分

① ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び 8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日の場合は休診とさせていただきます。

② 上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度クリニック内に掲示いたします。

4. 利用料金については下記の通りです。お支払い方法は【契約書】の通りです。

区分	サービス提供者	利用料	利用者負担額 (1割負担)
医師による居宅 療養管理指導	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 *月 2 回まで	1回 5, 150 円	1回 515 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	1回 4, 870 円	1回 487 円
	(3) 上記 (1) (2) 以外の場合	1回 4, 460 円	1回 446 円
	(1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 (医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者に関する居宅療養管理指導) *月 2 回まで	1回 2, 990 円	1回 299 円
	(2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	1回 2, 870 円	1回 287 円
	(3) 上記 (1) (2) 以外の場合	1回 2, 600 円	1回 260 円

※一定以上の所得がある方は利用者負担が 2 割になります。負担割合証をご確認ください。

5. キャンセル料は頂きません。訪問日や訪問時間の変更については、できるだけ早めにご相談ください。
6. 交通費については、居宅療養管理指導に要した交通費を請求することができます。
7. 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、クリニック受付（025-271-7755）までお申し出下さい。苦情内容によっては市町村窓口または国民健康保険団体連合会をご紹介する等対応させていただきます。
8. 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報は外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）や他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。
9. 指導に際し万が一事故等が起こった場合は、適切に対応いたします。

お知らせ

【苦情・要望・ご意見等の受付窓口及び苦情等解決体制について】

社会福祉法第82条の規定により、本事業所ではご利用者様及びご家族様等からの苦情・要望・ご意見等に適切に対応するために苦情・要望・ご意見等受付担当者、苦情等解決責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情の解決及びご要望・ご意見等のサービスへの反映に努めております。苦情やご要望、ご意見等がございましたら、どんな些細なことでも結構ですのでご遠慮なくお気軽に申し出くださいますようお願い申し上げます。

1. 苦情・要望・ご意見等受付担当者

池田 純子（主任看護師）

2. 苦情等解決責任者

佐藤 峰彦（風の笛拠点部長）

3. 第三者委員

- ・保苅 恵子 [連絡先 新潟市東区下木戸1-8-7 ☎273-5697]
- ・飯島 美智子 [連絡先 新潟市東区竹尾4-13-3 ☎273-2151]

4. 苦情・要望・ご意見等への対応

(1) 苦情・要望・ご意見等の受付

- ① 苦情・要望・ご意見等は面談、電話、書面等により受付担当者が随時受け付けいたします。また、それ以外の職員にお申し出いただいても結構です。
- ② 施設内のご意見箱もぜひご利用ください。
- ③ 第三者委員へ直接お申し出いただいても結構です。

(2) 苦情・要望・ご意見等の受付の報告

苦情・要望・ご意見等受付担当者は、お申し出いただいた苦情・要望・ご意見等について苦情等解決責任者と第三者委員（苦情等を申し出られた方が第三者委員への報告を希望されない場合は除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、報告を受けた旨を苦情等を申し出られた方に通知します。

(3) 苦情・要望・ご意見等解決のための話し合い

苦情等解決責任者は、苦情等を申し出られた方と誠意をもって話し合い、解決及び提供するサービスへの反映に努めます。その際、苦情等を申し出られた方は第三者委員の助言や立ち会いを求めるることができます。

尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行ないます。

- ① 第三者委員による苦情・要望・ご意見等内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

5. 外部の苦情申出窓口

苦情につきましてはこの他に下記の苦情受付機関に申し出ることができます。

(1) 新潟県社会福祉協議会「運営適正化委員会」

連絡先 ☎025-281-5609

(2) 新潟市福祉部介護保険課

連絡先 ☎025-226-1273

(3) 新潟県国民健康保険団体連合会介護保険課

連絡先 ☎025-285-3072

新潟市東区下木戸2-28-16
風の笛クリニック
☎271-7755